

改元に伴う納付書の記載方法

2019年5月1日から令和へと元号が変わりました。5月末が納付期限の自動車税では納付書作成が間に合わず、一部を納付期限などの表記を「平成」にしたまま、「新元号に読み替えてください」と注意書きを添えて送付するそうです。このような事態が多く起こることが予想されるため、政府は5月以降も各府省庁に提出される申請書類などでは、年の表記が「平成」だとしても有効となります。よって、平成が印字された源泉所得税納付書を使用する場合で、2019年4月1日～2020年3月末日の間に納付する際の納付書左上「年度欄」は「31」と記載します。



給料を上げたら税額が安くなる！？

平成30年度税制改正にて、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で前年度より給料等の支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除します。通常は雇用者給与等支給増加額の15%、上乗せ要件に該当する場合は25%相当額の控除ですが、適用期間と要件がありますので確認しましょう。

適用期間

法人：2018年4月1日～2021年3月31日までに開始される事業年度

個人：2019年1月1日～2021年3月31日までに開始される事業年度

一定の要件とは

○通常要件

継続雇用者給与等支給額前年度比で1.5%以上増加

○上乗せ要件

継続雇用者給与等支給額前年度比で2.5%以上増加

かつ下記①②いずれかを満たす場合

①適用年度における教育訓練費の額が、前事業年度と比べて10%以上増加していること

②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること

